

指定管理者議案説明資料

所管 保健福祉局総務部総務課

施設の名称（所在地）	札幌市社会福祉総合センター（中央区大通西19丁目）
選定方法	公募

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市社会福祉総合センター条例
(2) 設置目的	総合的な社会福祉活動の場を提供することにより市民の社会福祉に対する理解を深めるとともに、その社会福祉活動への参加の促進を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。
(3) 施設の事業内容	<p>ア 社会福祉に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。</p> <p>イ 高齢者、視覚障がい者、聴覚障がい者、母子、父子及び寡婦の福祉の増進に関すること。</p> <p>ウ 札幌市社会福祉総合センター（以下「総合センター」という。）の施設を使用に供すること。</p> <p>エ その他総合センターの設置目的を達成するために必要な事業</p>
(4) 現在の指定管理者	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
(5) 指定管理費	119,740千円（令和4年度予算額） ※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名称	社会福祉法人札幌市社会福祉協議会
所在地	札幌市中央区大通西19丁目1番1
代表者名	会長 福迫 尚一郎
設立年月日	昭和39年6月3日
設立目的	札幌市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
基本金	3,000千円（基本財産）
職員数	526人（令和4年10月1日現在）※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事業概要 （令和4年度）	<p>(1) 地域福祉の推進を図ることを目的とする事業</p> <p>ア 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</p> <p>イ 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助及びボランティア活動の振興</p> <p>ウ 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</p> <p>エ アからウまでのほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</p>

	<p>オ 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業</p> <p>カ 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡</p> <p>キ 共同募金事業への協力</p> <p>ク 福祉サービス利用援助事業</p> <p>ケ 居宅介護等事業及び障害者在宅福祉サービス事業の経営</p> <p>コ 成年後見推進センター運営事業及び老人デイサービス事業並びに老人福祉センター、老人福祉施設等の受託運営</p> <p>サ 生活福祉資金等貸付及び援護資金事業</p> <p>シ 生活支援体制整備事業</p> <p>ス 地域密着型サービス事業</p> <p>セ 介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>ソ 養育支援員派遣事業</p> <p>タ その他この法人の目的達成のため必要な事業</p> <p>(2) 公益事業</p> <p>ア 地域包括支援センター、介護予防センター及び老人休養ホーム、介護保険法に定める認定調査並びに子育てサポート事業の受託運営</p> <p>イ 居宅介護支援事業の経営</p> <p>ウ 地域支え合い有償ボランティア事業の運営</p> <p>エ 保育士修学資金等貸付事業</p> <p>オ 特定施設入居者生活介護事業及び介護予防特定施設入居者生活介護事業</p> <p>(3) 収益事業</p> <p>総合センターの管理運営</p>
決 算 (令和3年度)	<p>収 入 6, 0 8 1, 3 4 7, 6 5 6 円</p> <p>支 出 5, 9 9 1, 5 0 3, 0 8 4 円</p>

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定結果

別紙のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
施設の維持管理等	施設・設備の保守点検や清掃等について、札幌市が示す標準仕様に基づき、各専門業者に再委託することにより実施する。また、防災業務については、札幌市社会福祉総合センター消防（防災）計画に基づき、総合センターの利用者等の安全確保に努めるとともに、隣接する施設と連携し安全管理の推進に取り組む。
福祉用具の展示、関連する情報提供等	市民が福祉用具を活用し、より在宅生活を快適に過ごすために、介護保険対象用具から誰もが使いやすいユニバーサルな用具などを展示し、福祉用具の普及・啓発を行う。その実施手法として、福祉用具専門アドバイザーを配置し福祉用具の相談業務を行うとともに、展示会や福祉用具の説明会・体験会等を実施する。
相談事業	認知症高齢者に関する相談、福祉に関する法律相談等を実施する。また、福祉に関する総合的な相談事業を展開できるよう、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会が持つ相談体制を生かしながら、誰もが気軽に相談できる体制を整える。
貸館事業	会議室等について、法令等に基づき使用承認等の手続を行う。また、ホームページに会議室等の予約状況を掲載するなど、利用者の利用促進を図り、目標稼働率を達成する。

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	121,140	121,225	121,307	121,403	121,495	606,570
指定管理業務に係る収入	120,722	120,807	120,889	120,985	121,077	604,480
指定管理費	116,308	116,308	116,308	116,308	116,308	581,540
利用料金	4,414	4,499	4,581	4,677	4,769	22,940
その他の収入	0	0	0	0	0	0
自主事業等収入 (うち指定管理業務充充分)	418 (216)	418 (216)	418 (216)	418 (216)	418 (216)	2,090 (1,080)
施設総支出	121,140	121,225	121,307	121,403	121,495	606,570
指定管理業務に係る支出	121,038	121,123	121,205	121,301	121,393	606,060
自主事業等支出	102	102	102	102	102	510
収支の差額	0	0	0	0	0	0

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。